

第十五章 丸家銀行の破綻

一 緊縮政策と景気の変動

維新以来の急激なヨーロッパ文明の輸入と共に、その大きいパイプとなった丸善の事業は、年と共に発展して、その業種も規模も、共に拡大されてきたが、明治十七年に至って、図らずもその存立に関する、重大な事件を迎えることとなった。それはすなわち丸家銀行の破綻である。

丸家銀行が、その理事者を通して、丸善の各種の營業に緊密な關係を保ち、いわば丸善の金融の樞軸を掌握していたことは、いうまでもない。しかも丸家銀行は、それと同時に、一般銀行として、その營業を続けていたことも勿論である。そこで財界に大きい変動が起ると共に、丸家銀行は大打撃を受け、その打撃はまた直ちに丸善に影響を及ぼすに至ったのである。

そもそもこの財界の変動は、政府の財政政策の変化から起ったものである。元来明治政府では、維新の当初には由利公正が財政の局に当り、太政官札を発行して当面の急に応じたが、それ以来民部省札、大蔵省兌換証券、開拓使兌換証券等が、引き続いて発行された。これらの証券は兌換という名を冠しても、事實は不換紙幣であった。さらに国立銀行が相ついで各地に設立されると、その発行に係る巨額の銀行紙幣がこれに加わった。そして西南戦役

が勃発すると、その軍費を調達する必要から紙幣を増発したために、インフレーションは更に昂進の度を加えた。その結果明治十三年には、政府及び銀行発行の紙幣の流通高は、ついに一億七千万円に達し、これに反比例して正貨は減少して、その年十二月にはわずかに七百十六万円余に止まり、流通紙幣の五パーセントにも達しない状態となった。これが紙幣価格の暴落、物価の暴騰、また公債価格の下落、金利の昂騰を招くのは必然である。明治十四年には、銀貨一円に対して、紙幣一円七十九銭五厘まで下落した。物価の指標ともいべき米価は、明治十年一月に一石四円六十銭であったものが、明治十三年十二月には、十二円十一銭と、三倍に近く騰貴している。一方七分利付金禄公債は、明治十一年十月に八十四円三十四銭五厘であったものが、十三年十二月には、六十円七十三銭三厘に下落した。そして金利は、明治十年に最高一割程度であったものが十三年には一割八分に達するに至った。これらの現象が、経済の不健全な様相を示すものであることはいうまでもない。

すでに大隈重信も大蔵卿として、この不健全な状態を整理する計画を持っていた。しかし明治十四年の政変によって、その一党は政府から駆逐された。大隈の後を承けた佐野常民も間もなくその職を辞した。そこで松方正義は、これに代って大蔵卿となり、困難を極めた国家財政の処理に当ることとなった。

松方の財政政策は、一言にしていえば超緊縮予算の実施であった。すなわち政府は明治十五年度から明治十七年度に至る三カ年間は、歳出を据え置きにしてその膨脹を抑え、更に年々七百万円ほどを、一般財政収入から捻出して、その一部で直接に紙幣の銷却に宛てると共に、その一部では正貨準備の充実を図ることとした。この計画は朝鮮に於ける壬午事変の勃発や、その他各種の障害によって、予定通りには運ばなかったが、それでも幾つかの新税

を創設して、歳入の増加を図ったために、明治十八年までに、紙幣銷却高と準備金繰入高とを合せて、四千万円を超えるに至った。この強行措置が、紙幣価値の回復に及ぼした結果は、実に顕著であって、明治十七年七月には、銀貨と紙幣の差は、わずかに四銭七厘となった。また正貨準備金も四千二百二十六万円に達した。貿易においても明治十五年以後は出超となつて、国際貸借は有利に転じ、金銀も明治十八年までに、七百九十万円余の入超となつた。松方の財政政策は、ここに美事な成功を収めたのである。

しかしこのきびしいデフレーション政策が、一般に非常な不景氣を招くに至つたことはいうまでもない。貨幣価値が高まるのに反比例して、物価は下落した。そのためにさきのインフレーション時代に起つた中小の企業は、生産品の値下りを來たし、その打撃によって、倒産するものも少なくなかつた。明治十五年に三千三百三十六社で、五千四百七十万円の資金を持っていた会社が、明治十八年には、千二百七十九社、五千六十万円に減じている。これによつてもおおよそ當時の情勢を知ることができよう。

諸企業の倒産の続発と共に、金融界もまたこれに伴なつて、融資の回収が困難となつて閉店するものが、少なからずあつた。明治十七年には、大阪の九十三銀行、樋口銀行、京都の竹原銀行、横浜の東洋銀行支店などが閉店した。そして丸家銀行も、また不幸にもその一つだったのである。

二 丸家銀行の破綻と金原明善の努力

しかし丸家銀行の破綻の原因には、こうした一般的な不況と、金融の逼迫ばかりでなく、銀行自体に特殊な事情

もあつたようである。当時丸家銀行の頭取であつた近藤孝行は、自分の主宰してゐた六行組という旧山形藩士の結社に、個人的に融資してゐた。ところが前述の経済界の情勢のために、六行組は事業不振に陥つて、その回収が困難になると、近藤はその債務を丸家銀行に振り替へた。その金額は不明であるが、そのために銀行は融通資金が欠乏することとなつたから、近藤は銀行の株主に対して、預金を増額することを要請した。この場合預金というのは、すなわち一種の増資に外ならない。しかし株主としても、デフレーションの時代であるから余裕に乏しく、この要請を受けると、必然的に銀行の経理内容について疑惑が起り、株主等は自身の財産を保全するために、逸早く自分の名義の預金を引き出しにかつた。これは勿論銀行内部の問題であるが、こうして預金がますます枯渇すると共に、その事情がおのずから外部にも洩れて、一般の取付けを引き起すこととなり、明治十七年四月末、ここに丸家銀行は支払停止という最大の危機に直面することとなつたのである。

丸家銀行の破綻は、丸善商社をはじめとして、丸家銀行の金融に依存する諸事業に取つて致命的事件であつた。早矢仕有的は間もなく整理のために丸善の臨時株主總會を開いた。中村道太はその議長となつた。この臨時總會で有的は丸善商社の社長の地位を退せると同時に、貿易商会、明治生命保険会社、その他それまで関係してゐた各種の会社の地位をすべて抛ち、近藤孝行が責任を負つて丸家銀行の頭取の地位から退げた後を承けて、みづから頭取となり、中村道太、大塚嘉蔵等が取締役に就任して、整理の衝に當ることとなつた。支払停止當時のバランス・シートの詳細は不明であるが、十一月二日付の早矢仕有的宛の福沢諭吉の書翰に

「丸家銀行五十余万円負債ニ対シテ四拾余万円ノ貸金アリト称ス。此計算甚タ疑フ可シ」

とあるのを見ると、債務約五十万円、債権約四十万円と称せられていたらしい。しかし「早矢仕有的年譜」には、丸家銀行の債務約七十万円とある。また債権の中には、その証書にも法律的に不備なものが多く、また回収不能の不良貸付が多かったことも事実のようである。これに対して、丸家銀行に対する大口の債権者には、三菱銀行や第三国立銀行（安田）などがあり、特に三菱の債権は、担保の入った確実なものであったという。

早矢仕有的は、丸家銀行の頭取の任に就くと、直ちに日本銀行の副総裁であった富田鉄之助に援助を乞うた。富田は株主側で応分の出資をして、銀行を維持しようとする誠意を示すならば、援助の方法もあるうと示唆した。そこで有的は銀行の存続を希望する株主債権者の、主だった人々六・七名と図って、それぞれ応分の私財を拠出して、維持社を組織した。この維持社の中心となって、丸家銀行のために援助した者は、実に金原明善である。

金原明善は、周知のように、明治時代の特異な企業家である。初名は弥一郎、天保三年（一八三二年）六月七日、遠江国長上郡安間村（現在の静岡県浜松市安間町）に生れ、大正十二年（一九二三年）一月十四日、東京の渋谷の羽根沢（現在の渋谷区羽沢町）に歿した。安間村は弘化二年以来松平家（大河内氏の分家）の知行所であったが、金原家は代々村名主を勤め、明善も安政二年以来その職にあった。この地方は昔から天龍川の氾濫に悩まされることが多かったが、明善は奮ってその治水に志し、明治維新後、静岡藩時代、浜松県時代と、引き続いてその実現に努力した。明治七年天龍川通堤防会社が設立され、明善はその社長に任命された。翌年会社の名称は治河協力社と改められた。明善がこの事業を完遂するために、内務卿大久保利通に面会して、家産一切を提供したことは、有名な事実である。治河協力社の事業には、勿論多くの困難があったが、天龍川的全測量を行ない、駒場村以下二十一

カ所に量水標を設置し、上流の岩石を破碎し、堤防の修築を行なっている。はじめて天龍川に橋を架したのも（明治七年）、治河協力社の事業である。治河協力社は事情があつて、明治十八年に解散するに至ったが、その治水事業における功績は没することができない。

彼はまた治水と植林とが、切り離すことのできない関係にあることを考え、明治十八年以來自ら植林事業に着手した。静岡県の瀬尻官有林の植林などは、実に十四年間にわたった大事業であつた。これと並行して行われた有名な金原林は、いまま金原治山治水財団の基本財産となっている。明善が「明治の二宮尊徳」と呼ばれたのも、その主な理由は、彼がこうした公共事業に、挺身努力したからであるといえよう。

金原明善が、どのような事情で、丸家銀行に關係を持つようになったかは、明らかでない。しかし丸家銀行に旧山形藩主水野忠精を中心とする、いわば山形系財閥に属する株主が有力であつて、頭取近藤孝行も、これを代表するものであつたことは、前に述べた通りである。水野忠精は、天保の改革で有名な水野忠邦の後嗣であるが、忠邦は弘化年間まで浜松の領主であつた。従がつて水野家が山形に移封の後も、金原家はこれと何等かの關係があつたことが推測される。また丸善商社及び丸家銀行で、早矢仕有的に次ぐ有力者であつた中村道太は、豊橋の出身であつて、明善とは古くから親しい友人であつたらしい。恐らく明善はこのような關係で、丸家銀行及び丸善商社に關係を持つようになったのであろう。明善の控帖には、明治十四年頃から丸善為換店との取引記事が散見する。丸善為換店が丸家銀行に合併されると、その關係は必然的に丸家銀行に引き継がれることとなる。明治十五年五月の明善の書簡によると、明善は丸善為換店の招待で、新富町へ芝居見物に赴いている。両者の親密であつたことがわかる。

そして丸家銀行には治河協力社の預金が約十万円あって、大口債権者の代表的なものであった。こうした関係で、丸家銀行が破綻に瀕すると、明善は、近藤孝行から援助の要請を受け、早矢仕が近藤に代って整理の任に当たると、また引き続いてその依頼を受けることとなったのである。

明善はこの任に当るについて、銀行から費用を出させては、立派な口が利けないといつて、生活費も一切自弁とし、それも経費を切り詰めるために、銀行の一隅で自炊をしながら、日夜苦心を重ねたと伝えられている。

明善は、まず維持社の人々と共に、取りあえず丸家銀行の所有する債権を保全するために、五千円の資金で東里為替店と称する銀行業類似の会社を、丸家銀行の隣に設立して、銀行の債権の取り立てを引き継いだ。その年月は明治十七年八月とされているが、実際の仕事はそれよりも早く六月頃から進められたのであらう。東里の名称の意味も不明であるが、八木佐吉が、日本橋通のトウリに字を宛てたのではあるまいかという推測は、或は当たっているかも知れない。これが後の金原銀行の前身である。為替店が銀行に改組されたのは、明治三十三年のことである。（金原銀行は後に三菱銀行と合同した）

その一方債務については、取りあえず五カ年間据え置き、これに年四分の利子を付し、明治十七年十二月に、その第一回分を支払う案を立てて、債権者の承諾を求めることとした。この利子の支払には、回収した若干の債権を以て宛てたのであらう。

一部の債権者は、この案に同意したが、何分にも不況の折柄であるから、債権の回収が困難で、支払金の融通の手段がない。福沢が明治十七年十一月十六日付丸家銀行維持社員宛の書翰の中で

「債主ノ談判ハ右ノ如ク一段落ヲ付ケ、扱諸方へ周旋奔走スレドモ、中々事ノ緒ニ就ク可キニモ非ス。」

と言っているのは、この間の事情を物語るものである。

いずれにしても、最初の利子の支払期日は、この年の十二月であったが、これに充当する積立金の金額が不足したために、支払は延期された。そして翌明治十八年四月に、第一回の利子支払が行われた。同時に債権者に対して、新証書を交付した。しかし十八年度の利子の支払は、やはり十九年八月まで延びている。銀行側の債務履行の困難さを察することができる。

しかも整理の好転しない実情に慄^{おそ}らない、若しくはこれに見切りをつけた債権者の中には、銀行の維持に反対するものが出てきた。安田銀行は最初から維持社に加わらなかったが、早く丸家銀行を相手取って、訴訟を提起している。安田銀行は債権を保証する確実な担保を握っていたから、丸家銀行を存続させる姑息策よりも、早く処分することを利益と考えたものであろう。この訴訟は結局示談となった。その間には幾多の事情が伏在したようであるが、いまはそれを明らかにすることができない。

しかし安田銀行の訴訟は示談となっても、債権者の中には、身代限り処分（破産宣告）の申請を提起する者が続々として出た。そのために明治十九年二月には、整理案を承諾した債権者から、東京府庁に訴した債権者十二名（預金総額一万二千四百円余）に対して、訴訟取り下げの説諭を歎願したが、これはもとより取り上げられる筋合のものではなかった。

こうして内外の事情の急迫から、丸家銀行の整理は絶望的となった。明治十九年十月には、芝の青松寺で、整理

案を承諾した債権者の総会が開かれ、その預金（債権）総額二十六万四千三百円を、約三分の一の八万八千円で、中村道太に譲り渡し、これを預金額によって按分して、明治二十年十二月までに四回に払戻すことを決議した。そしてその第一回の払戻しは、十九年十二月に行われた。その後の経過は不明である。しかしその間に債権者の提訴に対する審理は進行し、明治二十一年五月二十六日に、丸家銀行は遂に破産の宣告を受けた。有的、道太をはじめ明善らの努力も、富田副総裁の好意も、ここに遂に水泡に帰したわけである。

この丸家銀行の破産に関連して、銀行が無限責任を称していたために、一部の債権者からは、株主の財産をも提供せよという訴訟が提起された。これは事実問題としても法律問題としても重大であったが、東京始審裁判所は、これに対して、頭取の名義によって受けた裁判の効力は、そのまま株主に対して執行すべき限りでないとして、その提訴を却下した。これは当時まだ商法が不完全であったために、抛るべき規定がなかったためである。このために会社の責任を明らかにする規定を制定することは、一般から広く要望されるようになった。

三 貿易商会の倒産

丸家銀行の破綻からやや遅れて、貿易商会もまた倒産した。これも大局から云えば、政府の財政方針がインフレーションからデフレーションに転換したからである。すなわちそれまで貿易商会は正金銀行と密接な関係にあつて、その荷為替資金の中から三十万円を限度とする立替が認められ、すこぶる金融の上で便宜があつた。ところが明治十五年に中村道太が貸付金の回収困難のために、頭取を辞職して、小野光景がこれに代ると共に、それまで商會に

与えられていた便宜は失われた。その上に茶及び生糸の価格が暴落した結果、貿易商会は非常な損失を蒙った。そのために貿易商会は明治十八年には、ウラディウオストク支店及びニューヨーク支店を廃止したが、翌十九年に至って、ついに解散の已むなきに至った。一時その事業の隆盛を誇った商会としては、まことに予想外の終りであった。有次の事業は、ここにまたその重要な一つを失ったのである。

貿易商会は、その解散後も、社長であった有次の苦しめた。正金銀行は為替資金の立替を返納することを要求したが、有次の貿易商会は、そのはじめから国家的事業としてはじめたものであるからと主張して、その支払を拒絶した。大蔵省からは返済の方法さえ立てるならば、その金額の多少は問題でないと譲歩した。朝吹英二は政府がそれほど言うのであれば、何とか考慮したらどうかと調停したが、有次の断じて拒んだ。結局明治二十三年になって、貸付金は利引の上で一時に返納することを申し出たが、それは全く実行の可能性がなく、そのまま据え置きとなつて、有次の死に及んだ。

貿易商会の正金銀行に対する立替金返納の問題は、実に貿易商会倒産後二十余年を経た明治四十四年に、漸くその結末を見ることとなった。同年二月衆議院の租税外諸収入金整理ニ関スル法律案委員会は、このような政府所有のいわゆる古証文の整理廃棄を審議するために設置されたものであるが、その委員会における委員長秋岡義二の質問に対する、政府委員菅原通敬の答弁によると、貿易商会の返納金の残額は、十七万九千円で七十年賦になつてゐる。（七十年賦となつたのは、明治四十年である）そして債務者は貿易商会の社長早矢仕有と支配人朝吹英二の二人であるが、早矢仕有は所在がわからないと言っている。有次のすでに十年前に死亡しているのであるから、

この答弁はすこぶる滑稽である。しかしいずれにしても、この委員会によって、旧債務を廃棄する政府の方針は承認され、同年三月、租税外諸収入金整理に関する法律が公布されて、久しきに亘った貿易商会の債務は、ここに完全に免除されることとなったのである。